

(平成23年3月24日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

滋賀国民年金 事案 985

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 50 年 9 月から 53 年 6 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間①については、会社を退職する都度、国民年金に任意加入し、保険料を納付した。また、申立期間②については、配偶者を昭和 55 年 * 月に亡くし、遺族共済年金を受給しながら、当初、国民年金に任意加入し、送付されてきた納付書により 60 歳になる前月の平成 8 年 * 月までの保険料を継続して納付したのに、未納と記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和 55 年 * 月に配偶者を亡くし、その遺族共済年金を受給しながら将来の生活に備えるため、国民年金に任意加入して保険料を継続して納付したと主張しているところ、当該年金の受給権が発生した同年 * 月から 60 歳になる前月の平成 8 年 * 月までの期間のうち、国民年金が強制加入となった申立期間を除く前後の期間は全て保険料を納付している。

また、申立人は、「納付書が送付されてきたら必ず納付していた。時期は不明であるが、加入期間の途中で国民年金の強制加入被保険者に変わった記憶がある。」と供述しているところ、A市は、「昭和 61 年 4 月の国民年金法改正に伴い、被保険者資格取得届の手続を要したが、納付書は改正前（任意加入被保険者）も改正後（強制加入被保険者）も同じ様式を用いていたので、従来どおり納付書を送付し続けた。」と回答していることから、申立内容に不自然さはない。

一方、申立期間①については、申立人は昭和 44 年 12 月 15 日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得した後、48 年 10 月 21 日に同被保険者資格

を喪失し、53年7月15日に再度任意加入により同被保険者資格を取得していることが申立人が所持する国民年金手帳から確認できることから、当該期間は制度上、保険料を納付することができない国民年金の未加入期間である。

また、申立期間①について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 986

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から47年3月まで

夫は、会社を退職したことで、国民年金に加入し、妻である私の保険料と共にA市の集金で納付してきた。私の保険料は任意加入当時から未納が無いのに、夫の保険料は、申立期間が未納とされていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立人の保険料と共に、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金加入期間の保険料を全て納付済みであることを踏まえると、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年8月4日の時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、申立人が申立期間当時に居住していたA市では、「当時、過年度保険料の収納を、職員や徴収員が行っていた。」と回答していることから、申立人が申立期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 962

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっているが、59 万円が正しいと思う。申立期間中は減給・休職等も無く、通常勤務をしていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「平成 12 年度年末調整月別チェックリスト」から、申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 1 月から同年 7 月までの期間において、その主張する標準報酬月額（59 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社が加入するB健康保険組合の適用台帳における申立期間の標準報酬月額は、62 万円（厚生年金保険の標準報酬月額の上限は、59 万円）であることが確認できる。

さらに、B健康保険組合の担当者は、「申立期間当時、A社からの社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合への各種の届出は、複写式の届出様式であった。」と証言していることから、当該健康保険組合に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

加えて、B健康保険組合の適用台帳とオンライン記録の標準報酬月額について、申立人及び同僚 5 人の平成 3 年から 15 年までの記録を確認したところ、申立人の申立期間の記録を除き全て一致している上、同健康保険組合は適用台帳の記録が訂正された形跡は無いと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（59 万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

滋賀厚生年金 事案 963

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成8年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月及び9年1月は47万円、同年2月は41万円、同年3月は50万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月は50万円、同年8月は47万円、同年9月は44万円、同年10月は41万円、同年11月は47万円、同年12月は53万円、10年1月は44万円、同年2月から同年4月までは53万円、同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月は36万円、同年8月及び同年9月は47万円、同年10月は44万円、同年11月から11年1月までは53万円、同年2月は44万円、同年3月は53万円、同年4月は50万円、同年5月は44万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月及び同年9月は53万円、同年10月から13年7月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年5月11日から17年10月1日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料の金額について、国（厚生労働省）の記録と実際に支給されていた給与月額及び保険料控除額とが相違している。調査をして、実際に支給されていた給与月額又は給与から控除されていた厚生年金保険料額に基づいた年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額

及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、平成8年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月及び9年1月は47万円、同年2月は41万円、同年3月は50万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月は50万円、同年8月は47万円、同年9月は44万円、同年10月は41万円、同年11月は47万円、同年12月は53万円、10年1月は44万円、同年2月から同年4月までは53万円、同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月は36万円、同年8月及び同年9月は47万円、同年10月は44万円、同年11月から11年1月までは53万円、同年2月は44万円、同年3月は53万円、同年4月は50万円、同年5月は44万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月及び同年9月は53万円、同年10月から13年7月までは41万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明と回答しているが、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、B厚生年金基金が記録する申立人に係る標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額の記録とほぼ一致することから、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額の基となる報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年8月から14年1月までの期間、同年3月から同年5月までの期間、15年5月、同年7月、同年9月、同年11月、16年12月から17年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額（標準賞与額を含む。）がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成14年2月、同年6月から15年4月までの期間、同年6月、同年8月、同年10月、同年12月から16年11月までの期間及び17年6月については、給与明細書が無く、報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないものの、前後の月の給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、平成6年5月から8年9月までの期間については、

複数の同僚が所持する給与明細書において、当該同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できることから、事業主は給与からの保険料控除に関して不適切な事務処理を行っていたことがうかがわれる。

しかしながら、事業主は、当該期間の賃金台帳等の資料を保管していないと回答しており、申立人も、当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、当該期間における報酬月額と厚生年金保険料控除額の両方を確認することができない。

なお、当該期間のうち、平成8年9月については、事業主が保険料は翌月控除であると回答していることから、翌月の給与明細書から厚生年金保険料の控除額は確認できるものの、同年9月については報酬月額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年5月から8年9月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 964

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成19年4月から同年12月までを20万円、20年1月から同年3月までを19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年4月1日から20年4月1日まで

A社に勤務していた平成19年4月1日から20年3月31日までの給与は、19万円ぐらいであるにもかかわらず、標準報酬月額の記録が9万8,000円となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額については、9万8,000円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る平成19年5月から20年3月までの給与支給明細書によると、その報酬月額に基づく標準報酬月額は、19年5月から同年12月までは20万円、20年1月から同年3月までは19万円であることが確認できるところ、19年5月から20年3月までの厚生年金保険料は、報酬月額に基づく標準報酬月額より高い標準報酬月額（22万円）に見合う保険料額が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社から提出された申立人に係る平成19年4月の給与支給明細書には厚生年金保険料の記載は無いが、申立人と同時期に入社し同職種であった同僚が所持する同月の給与支給明細書には厚生年金保険料が記載されていることが確認できる上、当該事業所を管轄するB年金事務所は、「平成22年10月14日にA社に係る事業所調査を実施した結果、当該事業所は給与計算するに当たり、給与支給明細書を何度も上書き処理するなど、不適切な事務処理が

見受けられた。」と回答していることから判断して、申立人に係る 19 年 4 月の給与についても、報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額以上の保険料が記載され、控除されていたものと推認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書で確認できる報酬月額から、平成 19 年 4 月から同年 12 月までを 20 万円、20 年 1 月から同年 3 月までを 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 965

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 9 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を平成 19 年 4 月から 20 年 2 月までは 19 万円、同年 3 月は 20 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 56 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

申立期間の標準報酬月額について、オンラインの記録では、9 万 8,000 円となっているが、実際の給与は 19 万円ぐらいであり、給与に見合う厚生年金保険料が控除されていたので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 9 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 10 月に、事業主の訂正届に基づき、9 万 8,000 円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、申立人が所持する給与支給明細書及び A 社から提出された給

与支給明細書から、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち平成19年4月から20年2月までは19万円、同年3月は20万円、同年4月から同年8月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 987

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から49年12月まで
昭和59年11月に親から年金手帳を受け取った時に、20歳から国民年金の保険料を納付していたと聞いた。親は個人事業主なので、国民年金に加入しており、親が家族の保険料をまとめて納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「両親が国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月10日に払い出されていることが確認でき、この時点を基準にすると、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間の保険料を納付する前提となる別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その両親が、当時、家族の保険料をまとめて納付してくれていたと説明しているが、申立期間当時、結婚するまで同居し、家業を手伝っていたとする申立人の二人の姉及び兄についても申立期間の国民年金保険料は納付されていない上、その国民年金手帳記号番号は、それぞれの結婚後に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できることから、申立人の二人の姉及び兄については、結婚後に国民年金の加入手続をしたことが推認できる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする両親は既に死亡しており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを見

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 988

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年6月まで
老後のために国民年金に加入し、保険料を納めていたはずなのに、申立期間が未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その夫が厚生年金保険被保険者であったことから、国民年金の強制加入被保険者とはならず、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和50年1月17日であることからすると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、申立期間に別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、一時期、「A」と名乗っていたと述べていることから、申立人の現在の姓及び婚姻後の姓について、同名での国民年金手帳記号番号の払出しが無いかを調査したが、該当する同手帳記号番号は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料納付についての記憶も曖昧であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 40 年 10 月から 41 年 9 月まで

日本年金機構から送付された厚生年金保険の標準報酬月額の記録を見ると、昭和 40 年 10 月から 41 年 9 月までの標準報酬月額が、それまでの額の半分以下になっている。給料が半減したような記憶も無く、それだけ下がったのならば、私は会社を辞めていたと思う。何かの間違いかと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（2 万 2,000 円）が申立期間前の標準報酬月額（4 万 8,000 円）に比べて低額になっていることについて、「そのように減額されたのであれば、不満で会社を辞めていたと思う。また、申立期間後の標準報酬月額（6 万円）が申立期間前の標準報酬月額より増えていることから、申立期間の標準報酬月額はおかしい。」と主張している。

このことについて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人についてはオンライン記録どおりの標準報酬月額の記載が確認できる上、同名簿において判読できる申立期間当時の同僚等 38 人を抽出し、同名簿に記載された標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とを照合したところ、38 人全員が一致しており、社会保険事務所（当時）の事務処理に誤りがあったことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額について、事業主に照会したこと、「今から約 45 年前のことであり、関係資料は保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における給与額や厚生年金保険料の控除額についての証言は得られなかった。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。